

公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会
評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会定款（以下「定款」という。）第20条第3項及び第37条第3項の規程に基づき、評議員、理事及び監事に対する報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の理事は、この法人の主たる勤務場所とする理事をいう。非常勤の理事はそれ以外の理事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は、常勤の理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 常勤の理事に対して報酬を支給する場合は、年間総額1,200万円を上限として理事会で定めた額を支給する。
 - 3 非常勤の理事及び監事に対しては理事会出席等、必要的都度、一人1日あたり15,000円（源泉徴収税を除く。）を支払うことができる。
 - 4 評議員に対しては、評議員会への出席等、必要的都度、一人1日あたり15,000円（源泉徴収税を除く。）を支払うことができる。
 - 5 評議員、理事及び監事に対して退職手当は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤理事及び監事、評議員にあっては、理事会・評議員会出席等、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 常勤の理事に対して、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 評議員、理事及び監事がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求があった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。